

有効期間満了日 令和10年3月31日まで

熊生環第565号

令和6年10月9日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令等の改正について（通達）

見出しのことについて、警察庁から別添「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令等の改正について（通達）」（令和6年9月27日付け警察庁丁保発第114号ほか）が発出されたので、各警察署にあつては、関係法令を遺漏のないよう運用されたい。

なお、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令等の改正について（通達）」（令和6年9月17日付け熊生環第510号）は廃止する。

※ 警察庁通達「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令等の改正について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。